

2015/12

## リサーチ

No.123

通巻  
180

平成27年12月25日

発行者  
北海道公民館協会  
会長 川上 満  
〒060-0002 札幌市中央区北2西7  
かでる2・7 (9F)  
道立生涯学習推進センター内  
011(271)2825



## 公民館活動と地方創生について

北海道公民館協会

会長 川上 満

「未来を拓く公民館力」をメイン

テーマに我が国が抱える人口減少克服、少子高齢化など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しております。

本年四月の総会において会長に就任し、あつという間の八ヶ月でありましたが、公民館として果たすべき多くの課題山積の中では身の引き締まる思いをしているところです。

この八ヶ月について少し振り返ってみると、本年四月からは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律」の施行に伴い本年度から町の首長も教育に密接に関わることとなりました。

教育の政治的中立性を継続することは当然ながら首長と教育委員との更なる連携強化が期待されているところです。

また、六月には全国公民館連合会第四回定期総会が開催され平成二十八年度の大会から、北は北海道から南は九州までの地方七ブロック公民館大会が全国大会としての新方式による大会に移行されることが確認されました。



後、日本の模範的な町づくりを実践している海士町まで足を延ばしました。

日本海の島根半島沖合約六十キロの海士町まで船に乗り約三時間かかり、やつと島の玄関口である菱浦港に到着し役場職員が温かく出迎えてくれた。

到着した島の施設には「ないものはない」と書かれたポスターがあちらこちらに貼られていたのが印象的でした。

人口二、四〇〇人のうち島外から移住してきた人は一割に及び、その多くが二十代から四十年代の働き盛りとのこと。少子化で統廃合寸前であった高校にも全国から生徒が入学され、北海道からも一名入学しているとのことでした。

二〇一二年度から一問口から二問口の異例の学級増となつたとのことでした。

また魚介の鮮度を保つたまま、都市に出荷できる「C A S システム」を第三セクターに導入し、豊富な海の幸を商品化して全国に売り出していたこと。

島で育てた隠岐牛も東京の市場で高い評価をうけてブランド化していること。さらには財政破綻寸前の危機にひんして「島が消える」寸前を

全国公民館研究集会in鳥取の終了

大胆な行政改革と産業創出に取組んできた山内町長をはじめ職員スタッフに「ないものはない離島にあるもの」を見て聞いて触れてきました。

役場を「住民総合サービス株式会社」と位置づけながら職員をはじめ島民はいきいきと輝いていました。

島に着いたその日、私を含めた五名と視察に訪れていた方々との合同での歓迎会では海の幸、山の幸で大歓迎を受け、交流会のあと全員で一円になって「ふるさと」を歌ったのち「気合いだ！気合いだ！」と十回唱和して、場をしめてくれました。

まさに、地方創生の先端をいっている熱い町づくりに触れました。いきいきとした町には自然に人が訪れるものだと強く感じたところです。



海士町視察

わりのスタッフがありました。  
やはり、その町を元氣にするには人であり、「町づくりは人づくり」であります。

結びに、約八ヶ月ではありますが多くの人の出会い、先進的な町の視察など沢山の町づくりのヒントを得ることができ、改めて公民館等の役割が大変重要であることを確認したところです。

地方政府が元気でなければ北海道も元気にならない。  
後になつてしましましたが、今年度恵庭市で開催された全道公民館大会では、新教育委員会制度の中で首長が教育に関わるようになり、どの市町村でも從来の教育ではなく首長・教育長との連携から地域との絆を強く持つために市町村長と道議の先生を交えてのパネルディスカッションをさせていただきました。参加者の多くの方からこのようなデスカッショーンをもっととして欲しいとの声が多くつたと聞いております。普段聞けないこと、公民館の大会で無ければできない事をこれからも、考えるよう事務局に伝えたところです。

二十八年度大会は全国大会のかたちになりますが道南渡島管内鹿部町で行われます。事務局と開催地がより良い大会になるよう、皆様の少しでも希望にかなうよう考えておりままでの是非ご参加くださいますようお願いいたします。

北海道公民館協会としても公民館活動を通じて地方創生の一助になりますように役職者一同、最善の努力をしてまいりますので会員皆様のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げ挨拶といたします。



間歇泉公園



鹿部町漁港



北海道のみなさん  
こんにちは！

さて、本連合会では毎年公民館の広報力向上を図るためにコンクールを実施しています。今年は「全国公民館インターネット活用コンクール」と題して、公民館におけるインターネットの有効活用に焦点をあてて募集し、十二月上旬に有識者による審査委員会を実施し、受賞館を決定しました。

今回のコンクールは新たな試みであり、単純に「ホームページのデザインがいい」や「内容が充実している」ではなく、「インターネットを活用し、何を実現しているかが重要となるため、評価の幅が広くなります。審査委員からも、さまざまな視点に基づく意見が多く出されまして、審査会議そのものも充実したものとなりました。

## 「公民館とインターネット」

公益社団法人全国公民館連合会

会長 石川 正夫

しい講評とそれぞれの受賞館の取り組みは今後発行される『月刊公民館』(三月号を予定)で紹介しますが、互発信に基づく住民との距離の短縮です。「インターネットを活用する」

決め手のひとつは「丁寧な情報の相互通信などの中戦を開いても効果は限定的です。社会教育は、人間

が人間を相手にすることが基本となるため、公民館でも、その関係が円滑に進むようなことを常に意識し、活動していることでしょう。その日頃の活動に寄り添うことがインターネット活用の第一歩であると考えます。その意味では第一回の最優秀館

としてふさわしい活動が選ばれたこ

とを喜ばしく思います。

最優秀賞を含めたコンクールの結果は次のとおりです。次回は北の大地からたくさんの方々の取り組みを、お寄せいただくことを願っております。

### 【最優秀賞】

那覇市若狭公民館（沖縄県）

### 【優秀賞】

筆甫まちづくりセンター（宮城県）

松江市雜賀公民館（島根県）

## 【優良賞】

福井市社北公民館（福井県）

公益財團法人奈良市生涯学習財團

（奈良県）

高松市木太地区コミュニティ協議会

（香川県）

### 【奨励賞】

国立市公民館（東京都）

相模原市立大沢公民館（神奈川県）

相模原市立横山公民館（神奈川県）

飯山市公民館（長野県）

白山市立松任公民館（石川県）

瑞浪市稻津公民館（岐阜県）

さて、そのインターネットを巡る環境ですが、特に行政組織においては個人情報などを多数取り扱っていることから、その運用には細心の注意が必要となり、十一月には「市町村のネット接続、都道府県単位に集約要請へ（読売新聞）」と報じられました。記事によると、政府から各自治体に対してもインターネット接続について都道府県での集約を要請するとのことです。これは公的機関の情報流出を受け、総務省が緊急に各自治体を対象に調査した結果、イ

今年もあとわずかです。みなさま、よいお年をお迎えください。

最優秀賞は沖縄県那覇市の「那覇市立若狭公民館」となりました。詳

ンターネットへの接続を行うときには、住民情報等の重要な個人情報を扱うシステムと日常生活で扱うシステムを完全に分離していると回答した自治体は全体の7%程度だったそうです。つまり、今回の要請は、セキュリティ上のリスクを軽減させるための重要な個人情報の分離が念頭にあり、昨今のサイバー攻撃などを見据えて高い安全管理を求める場合に有効な手段といえます。同時に、重要な個人情報を一般的なインターネット接続を分離し、厳重に保護することで、より柔軟なインターネット活用が可能となります。政府でも教育分野におけるICT活用を推進していることから、今後そうした活用事例が増えていくものと想料します。私たちも公民館において、安心安全を担保したこと上で、インターネットがもつ可能性をフル活用して、公民館の活性化が図られるよう研究してまいります。そのためには各地の実践事例がないへん重要な資料となるため、画期的な活動の情報をお持ちでしたら本連合会までお寄せくださいますようお願いいたします。

文部科学省協賛事業  
「北海道地方創生コンファレンス」道内四か所を終えて

平成二十五年・二十六年と全国の元気な市町村の取り組み公民館GPを行ってきました。

そのGPの皆様の実践を道内各ブロックに少しでも聞いていただき、自分達のまちではどう活かせるか、共有できるかを考えるチャンスとして、今年度、北海道地方創生コンファレンスを実施しております。

これまで、八月三十日釧根地区の別海町を皮切りに、北見市、安平町、富良野市の四会場において開催しました。

一 道東ブロック（別海町）

島根県隠岐の島にある海士町の取組について、島根県教育委員会の岩本悠氏から『教育魅力化による地域活性化』生徒と地域の未来を見つめた「島前高校魅力化プロジェクト」と題して講演をいただき、地域の解説に迫る取り組みを学びました。

また、事例発表では、地方再生（地域振興）への取組として、秋田県大館市における高校生団体を発足させたキャリア教育の実践「高校生町づくり会議」について、北海道からは占冠村における公民館を核とした新たな地域産業の創出、大学との連携（子どもによい環境、高齢者の暮らしに活力をもたらす実践）について、発表していただきました。

二 道東ブロック（北見市）

HBCラジオアナウンサー  
松永



三 道南ブロック（安平町）

安平町会場では、防災をテーマとして「人の暮らしや生活の安心・安全を考える」公民館を拠点とした防災教育の取り組みを学びました。

防災科学技術研究所 李 泰榮氏から「安心・安全な生活を送るために」と題して、防災活動をとおした防災の体制づくりについて講演をいただきました。その中では、



を通じて地域の歴史を学び残す「あばしり学によるまちづくり」置戸町における「食のまちづくり推進事業」として、基幹産業である農業をクローズアップし、これまでの公民館サロンなど公民館事業の成果を再認識し工夫を重ね、地産地消と生涯教育を意識した実践PO等、若者の参画によって解決に挑む「Mキッズサミット 私たちができることプロジェクト」して、中心街の課題を大学生やNPO等、若者の参画によって解決に挑む「Mキッズサミット 私たちができることプロジェクト」

俊之氏から「市民目線で考える地方創生」と題して講演をいただき、「人間は助け合いながら生きている。公民館の立ち位置もそうだと思う。公民館には高齢者が多い。子どもたちを引き寄せる手段として協働戦略も必要では。」という問題提起から様々なヒントをいただきました。

事例発表では、次の三つの実践を発表いただきました。

・網走市における地域学から生まれた「あばしりカルタ」の取り組み

・大人がやると仕事だが、子どもがやるとゲームに。防災は楽しみながら取り組むと身になる。

・防災マップや防災ラジオドラマづくりは、つくることが目的ではなく、それまでの協力関係を構築することが目的であり、そこでは共通の価値観が生まれる。

・行政と地域住民が価値観を共有することができる。地域づくりの弱さを見極めた上で防災活動が必要

・地域の弱さを見極めた上で防災活動が必要



また、事例発表では、次の三つの実践を発表いただきました。

・壮瞥町からは「防災キャンプの取り組みをとおした防災教育」として災害に遭った記憶を風化させず、経験に基づき繰り返し取り組む視点から、子どもをターゲットとし



た他市町村に移り住んでも「防災リーダー」として活躍できる人材育成等の取り組み・安平町からは「テレビを活用した防災情報・地域情報の発信」として、いつでも誰でも見ることでできるテレビを活用し、学校行事の映像を発信するなどにより意図的に地域と学校の連携を図り、防災意識の高揚につなげる取り組み・愛媛県新居浜市からは「地域ぐるみの青少年防災教育」として、防災履歴が被害を回避することにつながること、継続した取り組みが良い循環を生み出すこと、防災マップづくりにおいて、町歩きの失敗した取り組みから成功事例が生まれたこと

これらの実践から様々な成果やヒントをいただき、また、助言者の先生方からのアドバイスにより、明日への防災に対する各市町村の取り組み

みの方向性や可能性について改めて考えることにつながったと感じられます。

#### 四 道北ブロック（富良野市）

宮崎県綾町町長 前田 譲氏から

「自然と共生する町づくり」と題して講演をいただきました。

宮崎県綾町は、全国的に見ても地域創成をどこよりも早くから行つている町であり、町全体が公民館という考え方をもち取り組みを進めていることを本協会がお世話になつていて諸先生方から聞いていたところです。

講演では、自然と共生、人と人ととの共生に基づいた事業推進について、綾町の地域資源を活かし、歴史・伝統文化を継承しながら高めていること、量よりも質を重んじ、小が大を兼ねる取り組み、住民自治の確立・住民主導の地域づくり・自治公民館活動の充実などについて詳しくお話をいただきました。

特徴的な実践例として、



「自然の美」照葉樹林（森林）水の豊かさ、森林セラピー

「人情の美」自治公民館活動を中心とした取り組み

「食糧の美」安全安心で山の幸・河野幸に恵まれている食文化を大切にした取り組み

こうした実践は、本物を目指す町づくり、グレードの高い施設、官民一体の取り組み、民間企業の支援、住民と行政の一本化などにより取り組まれており、まさに町全体が公民館であると感じられました。

また、事例発表では、全国の二つの事例を発表いただきました。

・高知県南国市からは「びわ色の里づくり」として、PTA組織をP.T.C.A.という組織（Cはコミュニティ）に変えた学校支援の取り組みにより培った力を地域振興へと移行し、小学校の保護者を含め、公民館活動への参画を増やした新たな地域づくりの取り組み



埼玉県春日部市からは、「武里地区公民館防災対策事業」として、地域の方々との会話をきっかけに始まつた防災教育の



これら四会場における取り組みの成果をまとめる合同研究として一月二十一日、札幌地区コンファレンスを開催します。皆様ぜひご参加ください。



## 地域と一体となつた 課題解決を目指す公民館

浦幌町教育委員会

教育次長補佐 高 橋 慎

な心を育む体験活動の充実を図っています。

### 三 浦幌町の公民館

「生活改善センターと

中央公民館

昭和二八年三月、社会教育委員会は、社会教育の拠点は公民館の設置

であることを積極的に促進し、村議会に要請し、年内建築するよう議決

され、同年一二月村民待望の公民館が竣工されました。

公民館が完成すると、公民館を中心とした活発な社会教育事業が進められ、昭和四九年農家の生活改善向

上として、また、公共的行事の場として「生活改善センター」が完成、更に、老朽化した公民館が建て替えられ、五一年生活改善センターに併設して、現在の中央公民館が建設されました。また、町内には、消防会館を併設した四九年建設の上浦幌公民館、五一年建設の吉野公民館、五年建設の厚内公民館があり、それが地域の文化活動・公民館祭り、文化習慣等、公民館が地域の中心的な役割を担い広範囲に利用されています。

### 二 町名の由来

アイヌ語の「オーラ・ポロ」が転訛して浦幌となりました。アイヌ語の意味は「オーラ」は川尻、「ラー」は草の葉、「ポロ」は大きいという意味で、「川尻に、大きな葉が生育するところ」と言わされており、公民館では、由来を事業名とした放課後居場づくり事業「オーラ・ポロひろば」を定期的に開催し、子ども達の豊か

な心を育む体験活動の充実を図っています。

### 四 地域と一体となつた 課題解決を目指す公民館

明治三五年開校の厚内小学校が、一一三年の輝かしい歴史と伝統に終止符を打つことになり、今後につきましては、平成二八年四月一日に浦幌小学校へ統合することになりました。

そこで、閉校後も地域での取組みが必要と認識し、厚内の子ども達の活動を支援するための具体的な事業の実施について話し合う「厚内の子どもを見守る会」を、厚内公民館が中心となり組織を立ち上げました。この会は、地域が一体となつて見守ることを目指して、社会教育委員、公民館運営審議会委員や地域の行政区連合会・子ども会育成会等二三関係団体・個人で構成され、その内のが役員会を構成し、具体的な取組の内容を協議して行くことになります。

現在、地域では様々な課題を抱えていると思いますが、地域が真剣となり、一つの課題解決に向けて地域の人々が一丸となれば解決策が見出せるのではないかでしょうか。

主な事業では、ラジオ体操など子ども会活動、公民館事業の幼・少年教育、放課後の活動実態を報告され、今後も継続した取組みの必要性について確認しました。

今後の方向性としては、各種行事に子ども達が参加しやすい環境をつくるため、学校行事との調整、大人の参加促進、そして見守る会のサポートが必要とし、更に地域の特性を生かした事業について協議がなされました。

地域の人が、小学校が閉校になるとても、地域の子ども達が元気で活動できるよう、地域が一体となつて厚内の子どもを見守ることができる。この地域への想いは長年公民館が地域の学習拠点としての機能が發揮されてきた長い歴史の中で培われたものと今改めて確信することだと思います。

今だから重要な公民館があるので

## 道教香通信

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けて

地域とともににある学校

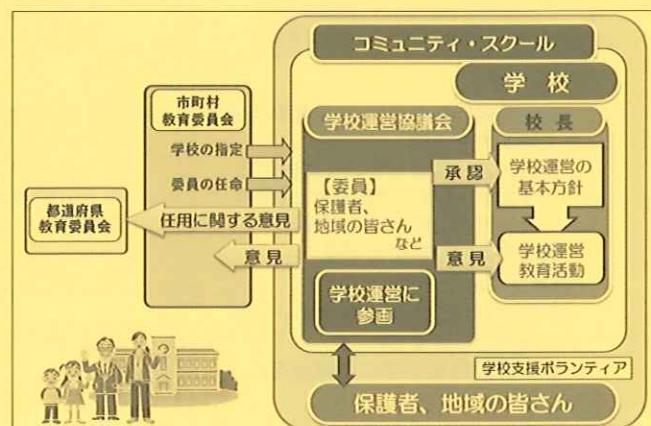
「コミュニティ・スクール」

コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校と地域が力を合わせながら、子ども一人一人の豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

(下図参照)

コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民等から構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする取組が行われます。

コミュニティ・スクールでは、地域連携に関する成果はもとより、教職員の意識改革や、学力向上・生徒指導の課題解決に成果が表れていることから、道教委では、本年度、コミュニケーション・スクールに関する理解の促進を図るため、全ての管内で制度等活用説明会を行っています。



北海道公民館協会におかれましては、事務局長に文部科学省コミュニティ・スクール推進員を担つていただきたいと、説明会では、「学校だけでは課題解決の糸口を見出せない状況もあります。そのため、地域の教育力、すなわち、地域がもつている底力が必要です。」

「子どもたちは北海道の将来を担う人材です。地域は責任をもつて意見を述べ、責任をもつて学校を支援することが大切です。」

と、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、地域の教育力が不可欠であるという説明をいただきました。

地方創生の観点からも、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、地域課題に関わる社会教育活動を、住民が主体となつて活発に行うための拠点である公民館が、学校とつながり、双方向の関係を築くことが、ますます期待されます。

実際に参画する青少年を育成します。

平成二十八年一月十六日（土）

道府赤れんが庁舎

開催場所

○どさんこアウトメディアプロジェクト  
「サポートーズセミナー」

お願いします。  
(文責 学校教育局義務教育課)  
御協力いただきますよう、よろしくお願いします。

○「地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等活用説明会」

### 事業のご案内

○「地域とともにある学校づくりの推進に向けた制度等活用説明会」

#### 趣旨

学校と地域が一体となつて子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりを推進するため、文部科学省の担当者等が、コミュニティ・スクールの制度の内容について詳しく説明するとともに、効果的な地域の取組事例の発表や参加者との意見交換を行います。

#### 日時・会場

平成二十八年二月九日（火）  
ホテルライフォート札幌

#### 趣旨

○「地域生涯学習活動実践交流セミナー」

#### 日時・会場

生涯学習・社会教育の一層の推進を図るため、国の動向等について理解を深めるとともに、実践事例の交流を通して、地域における生涯学習活動推進上の課題解決を図るための機会とします。

#### 日時・会場

平成二十八年二月十六日（火）  
（十七日（水）

#### 趣旨

○青少年の体験活動推進事業

「ジュニアリーダーコース札幌大会」

#### 日時・会場

平成二十八年二月十六日（火）

かでる2・7

管内代表の中高生が地域活性化に向けたアクションプランを発表・交換



公益社団法人 全国公民館連合会

平成27年度(平成27年5月1日～平成28年5月1日)

# 公民館総合補償制度

本制度は、公益社団法人全国公民館連合会(全公連)の制度です。市町村の公民館および自治公民館、また社会教育法に定める「公民館の目的」に寄与する施設等は、名称を問わずに加入いただけます。

指定管理者制度を導入された公民館もご加入いただけます。

## 3つの補償で公民館活動をサポート

### 1. 行事傷害補償

【災害補償保険(公民館災害補償特約、熱中症危険補償特約セット)+見舞金制度】

#### 保険

- 公民館行事参加者、公民館利用者のケガを補償
- 公民館行事参加者の往復途上のケガや、行事の事前練習、準備中、後片付けでのケガを補償
- 食中毒や熱中症を補償

#### 見舞金制度

- 急性疾病に、死亡弔慰金、入院見舞金をお支払い。
- 公民館建物災害に見舞金をお支払い

#### 【補償例】



●バレーボール大会参加者が転倒して負傷。

### 2. 賠償責任補償

【賠償責任保険(施設所有管理者特約・昇降機特約セット)】

#### 保険

- 公民館の施設の欠陥や業務運営のミスにより、第三者にケガをさせたり、物を破損し、公民館が法律上の賠償責任を負担した場合に補償

※公民館が所有、使用または管理する財物への賠償事故などは対象になりません。

#### 【補償例】



●テントの張り方が悪く風で飛ばされ、行事来場者の車を破損。

### 3. 職員災害補償

【普通傷害保険(就業中のみの危険補償特約セット)+見舞金制度】

#### 保険

- 公民館業務に携わる方の業務中のケガを補償

#### 見舞金制度

- 公民館業務に携わる方の病気や業務外のケガに死亡弔慰金や入院見舞金をお支払い

#### 【補償例】



●職員が業務中に脚立から転落して負傷。

## 公民館総合補償制度の特徴

### (1) 補償範囲や対象者が広い、公民館専用の制度です。

全公連が運営する「見舞金制度」に「保険」を組み合わせた公民館や類似公民館の専用の制度で、安心して公民館活動を行っていただけるよう幅広い補償になっています。

#### ★行事傷害補償制度のここがおすすめ★

- 施設内はもちろん、日本国内であれば行事の場所は問いません。
- 行事参加者や利用者の居住地は問いません。
- 公民館の公認サークル活動参加者や有償・無償を問わず公民館ボランティアや講師も補償します。
- 宿泊をともなう行事も対象です。

### (2) 年1回の手続きで安心です。

年1回の手続きで年間の主催・共催行事が対象になり、個別の通知は不要ですので、うっかりして保険の手配を忘れる心配がありません。

### (3) 保険料の割引制度もあります。

同一市町村内で10館以上まとめて加入されると、行事傷害補償掛金に割引が適用できます。

職員災害補償には、団体割引25%\*、過去の損害率による割引20%\*を適用しています。(‘27年度契約)

このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「平成27年度版マニュアル 公民館総合補償制度の手引き」をご覧ください。  
また、本制度全般のお問い合わせ、資料請求等は、エコー総合補償サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお寄せください。

#### ■引受保険会社

#### 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

営業開発部第三課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3  
TEL 03-3593-6436 FAX 03-3593-6564

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、  
損保ジャパンと日本興亜損保が  
2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

#### ■取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)

#### エコー総合補償サービス株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9

TEL ☎ 0120-636-717  
FAX ☎ 0120-226-916